

令和元年度弘前市たばこの健康被害防止対策協議会会議録（要旨）	
日 時	令和元年12月5日（木）18時30分～19時50分
開催場所	弘前市保健センター2階大会議室
出席者	<p>委員：中路重之委員（会長）、中畑範彦委員、鳴海晃委員、木村清榮委員、今与視博委員、福士圭介委員、瓜田浩委員、中村伸子委員〔8名〕 （欠席）前田淳彦委員、上谷眞一委員、小山内康晴委員、山中朋子委員 （オブザーバーとして、中南地域県民局地域健康福祉部保健総室健康増進課富岡諒氏の出席あり）</p> <p>弘前市：外川健康こども部長、一戸健康増進課長、熊谷参事、村元課長補佐、佐藤課長補佐、土岐総括主査、滝口総括主査、長尾主査〔8名〕</p>
開催形態	公開（傍聴者3名）
次 第	<p>1 開会</p> <p>2 議題</p> <p>（1）市民の健康づくりに関するアンケート集計結果報告について （2）「弘前市たばこの健康被害防止対策行動計画」進捗状況について （3）改正健康増進法施行に伴う各団体の取組状況について （4）今後の弘前市たばこの健康被害防止対策協議会について （5）その他</p> <p>3 閉会</p>
主な内容	<p>《開会》</p> <p>1 開会</p> <p>2 議題</p> <p>（1）市民の健康づくりに関するアンケート集計結果報告について：事務局説明 （木村委員）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・喫煙率が上がっているが、アンケートの対象は無作為抽出か。それとも同じ人に送っているのか。 <p>（事務局）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・無作為抽出でアンケートを実施した。 <p>（鳴海委員）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・昨年も意見を述べたが、指針の認知度が依然として低いということが非常に残念。もっと周知するように対策をしてほしい。 <p>（中路会長）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・たばこを吸う場所については、居間は入っていないのか。 <p>（事務局）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・男性も女性も自家用車内が一番多かった。 <p>（2）「弘前市たばこの健康被害防止対策行動計画」進捗状況について：事務局説明 （中路会長）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・なぜ、女性、妊婦の喫煙率が増えているのか。現場ではどのように考えているか。

(事務局)

- ・妊娠・出産時期の女性の孤立化という問題もあり、今年度から市でも子育て世代包括支援センターを立ち上げ支援している。その中で精神的な問題を抱える妊婦が増えている。このような問題があるとたばこに依存しやすくなるのではないかと考えている。

(中路会長)

- ・精神的に弱いということもあると思われるが、その前からニコチン中毒になっている可能性もあると思われる。弘前のデータがないのですが、例えば喫煙した妊婦さんが産んだ子どもが小さく生まれるとか流産も多いということを知るとそう簡単に吸えないと思うのですが。

(3) 改正健康増進法施行に伴う各団体の取組状況について

(中路会長)

- ・改正健康増進法について、保健所の方から少し説明をしていただけますか。

(富岡オブザーバー)

- ・まず 1 つ目の資料ですが、改正健康増進法施行について書かれているものが弘前保健所で作成したパンフレットになっております。ここについては、改正健康増進法の中で定められている施設管理権限者の責務というところに、特に重点を置いて作成しております。各病院の立ち入り検査時であったり医師会や薬剤師会、歯科医師会のところに説明をしに伺い、PR もさせていただきます。

(中路会長)

- ・第 1 種施設とは。

(富岡オブザーバー)

- ・第 1 種施設とは、行政機関や病院、薬局、学校とかも含まれています。受動喫煙による健康被害の大きい患者や子どもが出入りする施設が該当になります。
- ・続いて 2 枚目の資料が本庁のがん生活習慣病対策課で作成した資料になります。こちらは第 2 種施設に向けたもので、飲食店やホテル・旅館業そしてその他の施設、オフィス、事業所、公共交通機関も第 2 種施設に該当になります。こちらの方についても原則屋内禁煙で、パンフレットを作成し PR しております。
- ・県と保健所の改正健康増進法についての動きですが、県では庁内の高齢福祉課やこども未来課で、高齢者施設や児童福祉施設へ周知を進めてきました。先程の(県で作成した)パンフレットを使った事業者向けの説明会を今年 1 年間それぞれの圏域の保健所をまわって説明会を実施しました。その他にも県民だよりに改正健康増進法について掲載して周知しており、青い森鉄道では改正健康増進法についてラッピング電車を走らせています。保健所では第 1 種施設に向けて、医師会や歯科医師会、薬剤師会へ改正内容の説明を実施させていただいてご協力を頂きました。そして先程のパンフレットを作成し、保健所で行われている研修会や事業の各機会を伺いながら周知を進めておりました。その他の第 2 種施設飲食店等については、弘前の食品衛生の研修会や説明会を行い、リーフレットを配布したり、また、保健所では改正健康増進法についての周知動画を作成しており、自然と目に入るような形で周知、PR を行っております。先月、保健対策部会の方から改正健康増進法についての周知がなかなか保健所の方で進んで

いないというのが課題に出され、意見交換を行ったり、商工会議所でご協力をいただいて会員への広報の中にリーフレットを同封させてもらったりと、各機関のご協力を頂き PR を行っております。又、ラジオでの周知で、アップルウェブにご協力いただいて、改正健康増進法の一連の流れや必要な対策について周知していただきました。そのような形で周知を1年間進めておりますが、まだまだ進んでいないというのが現状で、来年の4月まで周知を続けていきたいと思っております。

- ・3つ目の資料は、11月13日に青森市のラプラスで開催された青森県受動喫煙等の対策検討会の時に受動喫煙の防止に関する今後の方針について協議がされ、その時の資料になっております。その中の一部抜粋させていただきまして、条例の骨子案を用意させていただきました。現段階では条例については協議の段階となっており、がん生活習慣病対策課で進められている事項となっております。こちらの資料一式については県のホームページに公表されていますので、ご確認いただきたいと思っております。
- ・続いて4枚目の資料ですけど、今回の改正健康増進法で各施設管理権原者等の義務が発生しております。その時の義務違反時の対応について厚生労働省の方で提示されているものになっておりました。現状では地域住民の皆さん方の相談窓口が業務になっておりますので、住民の方から苦情や相談があれば実際に調査や指導というところから進めて参ります。その後の経過については、ここに記載されている流れで進めていく方向性になっておりました。

(中路会長)

- ・県のガイドラインはいつ頃できる予定か。

(富岡オブザーバー)

- ・まだ細かい段階が示されていません。

(中路会長)

- ・国と県条例の違いは。

(富岡オブザーバー)

- ・これは今の案の段階ですけど、掲示されているものとして第1種施設、第2種施設の対策で国の改正健康増進法に記載されている内容よりも厳しいものを検討しております。国では敷地内禁煙で特定屋内喫煙場所は設置してもよい形にはなっていますが、県の骨子案は、特定屋内喫煙場所を設けないように努めなければならないということで挙げられております。

(中路会長)

- ・敷地内禁煙と屋内禁煙について、敷地内禁煙というのは建物がなくて敷地も全部ということですか。

(富岡オブザーバー)

- ・敷地内禁煙になった場合は、建物も敷地も含めて、その範囲内は喫煙できないということになります。

(中路会長)

- ・喫煙場所を設けてもいいという時はどういう時ですか。

(富岡オブザーバー)

- ・一応条件がありますが、改正健康増進法では第1種施設の行政機関については原則、敷地内禁煙なので設けることはできないですが、施設の裏側であったり屋上であった

り通常利用者の方や職員が通らない場所であれば設置が認められています。

(中路会長)

- ・大きなレストランはどうですか。

(富岡オブザーバー)

- ・大きなレストランについては第 2 種施設の飲食店に該当しまして、喫煙専用室を建物内に設けることは可能です。ただ風速であったり仕切りをしっかりと区画をして整えなければいけないというような形で、ただの従来の喫煙所を設けていけばよいというわけではなく、厳しい基準をクリアしないと設置できないようになっています。

(中路会長)

- ・小さい飲食店は。

(富岡オブザーバー)

- ・資料 2 のパンフレットに、飲食店の中でも来年 4 月 1 日時点で営業していること、資本金または出資の総額が 5000 万円以下であること、そして客席面積が 100 平方メートル以下であることの 3 つの条件が該当した時には、小規模でどうしても経営規模上先程の厳しい基準を満たした喫煙所を設けられないという場合に限り、喫煙可能なお店として経営することができる形になります。

(中路会長)

- ・だいぶ厳しくなることはわかりました。ほかに取組状況の報告は。

(福士委員)

- ・改正健康増進法に沿って進んでいかなければならないという話を昨年から 1 年以上かけて、新規や各地域をまわる時にしっかり（改正健康増進法に）則ってくださいと進めているうちに、喫煙室を作りたいというホテルや温泉旅館などが非常に多く、国の助成金をもらうための手助けをしています。

- ・県条例の骨子案を見ると国のものでは、ホテルはプライベート空間のところでは喫煙禁煙は自由ですが、これを見ると罰則規定はないかもしれませんが全部禁煙。もしこれが県の条例になると、我々の業界は全部条例違反です。青森県内で全て禁煙のホテルはありませんので、全部禁煙にしないと条例違反っていうことでいいのですね。

(富岡オブザーバー)

- ・この骨子案からだけではプライベートな空間を含んでのことになるのかわからないので、今の段階ではちょっと断言できません。

(福士委員)

- ・これができるまでは、各地域でまず宴会になった時はたばこを吸うのをやめましょう。又、たばこを吸う部屋をちゃんと作りましょうという指導をしています。もし、この条例ができたなら、多分喫煙室を作った施設では最初から言って欲しいという話になりますよね。方法として全部禁煙になるんだと、ちょっと急に変わってきているのかなと非常に率直に思いました。方向としては今そういう禁煙のものを作ったり、ホテルの客間にしても以前は 3 割禁煙だったのが 5 割になり、弘前は大体 6 割 7 割ぐらいが禁煙になっているのが現状です。流れとしてはそうですけども、施設全部プライベートの部屋も禁煙というのは非常に驚いて、どうしようかなと思います。

(中路会長)

- ・今のは一理あります。山中先生にこういう意見が出たとお伝えしておいてください。さ

て今さん、何か動きはありますか。

(今委員)

- ・弘前市の取組に賛同してステッカーを貼ってきて、かれこれ 5 年くらいになるわけですが、それに対しては我々組合員も頑張ってきたとっております。来年 4 月から始めるその改正健康増進法についても組合員に周知していきます。

(中路会長)

- ・鳴海先生から情報提供はありませんか。

(鳴海委員)

- ・保健センターは、医師会はもちろん全て敷地内禁煙ということになります。あと各医師に関しても診療所は敷地内禁煙にしましょうということで周知しています。保健所の調査もありますので、それをしっかりやらないと県のお叱りを受けるという仕組みになっていますので、そこは徹底していくということになります。
- ・医師会の取組としては、毎年弘前市内の小学校 5,6 年生を対象にたばこの健康被害対策、受動喫煙に関する健康講座を教育委員会と協力して、毎年全ての小学校で行っています。これは医師会だけでなく学校薬剤師会と一緒にやっている事業になります。先月、改正健康増進法に関して産業医の研修会を開催し、市や保健所の所長にも来ていただきました。そこからさらにその各産業医がその事業所に禁煙化を進めていくというような研修会も先月開きました。さらに FM アップルウェーブや陸奥新報に医療情報ホットというコーナーがありますので、そこで私の方で記事を書いて啓発をするというような取り組みをやっておりました。
- ・私の方から資料を 2 つ準備してきました。とにかくたばこは発がん物質の第 1 群で、石綿やダイオキシン、ヒ素と同じぐらいの毒物だということをぜひ認識していただきたい。嗜好品とかそんな甘っちょろいものではなくて、有害物質で毒なんだということをぜひ認識していただきたいと思います。
- ・加熱式たばこに関しても、やはり紙巻たばこと同じように規制するように WHO が各国政府に求めているという報告書が出ました。まだ健康被害に関しては証拠がないですが、明らかにニコチンも入っていますし発がん物質も入っていますので、恐らく何十年かすればこれによる健康被害が出てくるだろうと見ています。FCTC という国際条例に日本政府も批准していますので、これをしっかり守っていかなければいけないと思います。
- ・私がサイトで調べてみたところ青森県の飲食店の禁煙化が進んでいません。全国平均が約 18%禁煙になっています。東京は 24%、青森県は 10%、津軽地域で弘前周辺もやはり同じぐらいの 10%でした。東北六県の中でも一番低いというのが現状であります。
- ・弘前市内の喫煙予防教室でアンケート調査をしています。そこで、「家で同居している家族の方がたばこを吸いますか」と、2 年ごとにアンケートをとっていますが、以前は 6 割が吸っていました。今は 4 割に減っています。先程妊産婦のアンケート調査の結果が 38%と出ていましたので、大体一致しているデータかなと思います。弘前はこれでもまだいい方で、郡部に行くとこれが 7 割 8 割になります。子ども達の 4 割は家で受動喫煙ありという事です。ここで言いたいのは東京都では、家庭の中でも車の中でも保護者は子どもの前ではたばこ吸うなというような条例をもう既に去年の段階で、議員提案で作っています。家庭に踏み込むのはどうかという意見もあるかもしれませんが、

東京の事例もありますので、やはり子ども達の健康はぜひ守りたいので子どもの前ではたばこ吸うなということを弘前のガイドラインもしくは県の条例でも入れていただければどうかと考えてこのデータを持ってきました。

- ・もう1つの資料は、保健所に改正健康増進法に関して違反の疑いがあるオフィスや事業所があった場合に、こういうのを使って情報提供をしましょうという用紙になります。9月に日本たばこフリー学会というものが東京であり、その時に兵庫県の弁護士が作ったものがこの資料になります。青森県でもこういう形で手続きに則って情報提供できる形を作った方がいいのではないかと考えて、一つの例として持ってきました。

(中路会長)

- ・これは提案ですよ。こういったものをホームページにあったらどうですかね。

(事務局)

- ・気になる方がいえる仕組みは必要だと思うので検討します。

(中畑委員)

- ・歯科医師会では建物内だけでまだ敷地内まではいっていませんが、来年度からそういうのをきちんとやっていこうということにはなっております。

(中路会長)

- ・保健所はどうですか。

(富岡オブザーバー)

- ・保健所は敷地内禁煙になっております。改正前から自主的に、吸う人には勤務時間中は吸わないようにしています。

(瓜田委員)

- ・先程鳴海先生の方から小学校で今でも喫煙教育にあたっているという事を聞いて、私が現役だった時自分で資料を集めるのが大変苦労しました。例えば汚れた肺の写真とかです。その頃私もたばこを吸っていました。「先生臭い」ってよく言われたりして、子ども達に喫煙教育するのはちょっときつかったです。今でも小学校でやっていくことはすごく大事ではないかと思えます。それだけではなく、今日の改正健康増進法については、例えば保健所の方が事業者の方だけに教えるのではなく、父母参観日を通してそういう方たちにも教育することを今後広げていければいいのかなと思えます。市民アンケートの自由意見で、家族教育について小中高とビデオ等で教育してほしいというのがありました。本当にビデオが欲しかったです。いいビデオをどこかで提供していただければもう少し先生方も積極的に、そしてあまり時間をかけないで違うことをインターネットで調べて子どもたちに伝えていく事ができますので、ぜひどこかでやっていただいて、それをまた親と一緒に見る機会があるとますます効果があると思えます。

(中村委員)

- ・受動喫煙防止対策の助成金があるのがわかって、うちは3年半くらい前から屋内店舗内は禁煙にしています。市民アンケートで、飲食店への意見でマナー意識の向上しているのがあります。禁煙店にしたっていうのにも関わらず、大人がトイレでたばこを吸って、水で消して紙に包んでごみ箱に捨てるってことがありました。お店の中に「たばこをトイレの中で吸わないでください」って書いてあるにも関わらず、50代60代の男性だと思われる方がトイレでたばこを吸うというのをやります。もうちょっとマナーが良くなるように指導をお願いしたい。禁煙店をプリントしてきたのですが、42件し

かなかった。もう少し禁煙店にして少し頑張っているところを検索できるようなシステムをやって欲しいと思います。

(木村委員)

- ・町会連合会の関係ですが、町会連合会は 26 地区 322 町会もあるわけですが、去年 30 年度に 9 地区 111 町会を対象に健康増進課の方に来ていただいて、今の改正健康増進法等について勉強会をやりました。町会にもいろんな施設集会所があるので、それらは第 2 種ということで 4 月からそのような取り組みをやりましょうということで進めています。そしてこの前の 11 月に研究会で、今回勉強会をやらなかった町会でも徹底したいとその資料を流したという事で事務局の方に確認して参りました。町会連合会としては、ホテルや飲食店業界等の接客とかそういう立場にないものですから、自分自身の自覚を持って取り組むという考えでございます。

(4) 今後の弘前市たばこの健康被害防止対策協議会について：事務局説明

(中路会長)

- ・簡単に言えば、この協議会を一旦畳んで、健康ひろさき 21 の大きな枠組みの中で取り組んでいこうと、これの方針もある程度決まっていますので、それを粛々と進めていくのが一番大事なのかなと思っています。これに対して皆さん意見ございましたらお願いいたします。

(鳴海委員)

- ・せっかくこういう会までできたので無くなってしまうのは非常に残念だと思います。可能であれば、たばこ対策に特化したこういう会が継続していければと、また改正健康増進法ができたといっても、まだまだうまくできるのかもありますし県の条例もこれからですので、弘前市におけるたばこ対策をこの場で協議できれば非常によろしいことだと思いますので、可能だったらもうちょっと継続していただければありがたいと思っています。

(中路会長)

- ・問題は健康ひろさき 21 の審議会がどこまでたばこの事を協議していけるかが問題ですよ。

(今委員)

- ・一本化するというのはいいことだと思います。我々も 5 年間通ってあの指針を作ってきたわけですから、それに対してはすごいいいものできたのではないかと感じております。ただこれから一本化するに当たっては、我々飲食店やホテルなどの声も聞きながら、ぜひやっていただきたいと思っています。

(福士委員)

- ・国の決めた法律よりも厳しくなるのであれば、なおさら我々の意見を聞いてほしい。

(瓜田委員)

- ・青森県の短命県の原因は何かって考えた時にやはり地域の食ですよ。塩分が多いとあたるっていう事、それから喫煙だと思います。これは二本立てで見た方がいいのかなと私はそう思います。青森県の短命県返上になるのかを考えた時にたばこと肺がんを無くしていくということはすごく大事な事でないか。これを一本化してやった時にウエイトがどれくらいたばこをやっているのかちょっと疑問ですよ。今はアンケート

ートを取って一生懸命やってくださっていますけど、これでアンケートだけ取れば良いような感じになってしまえばこの先ちょっと寂しい問題なのかなと思います。

(中村委員)

- ・短命県ではないけど随分フィットネスが増えてきて、そのうちたばこを吸う人も少なくなって欲しい。皆さん、健康にすごい関心をもっていると思うので。

(中路会長)

- ・そもそもこの協議会は前市長がたばこのガイドラインを作りたいっていう事が一番最初ですよ。それが3%しか知られていないのが残念ではあります。役割的なものは果たしてきたけど、まだまだ十分ではない。中畑先生はどう思いますか。

(中畑委員)

- ・鳴海先生のような呼吸器科の先生が今日みたいにいろいろ情報を出してくれれば、行政の方々が対処できない細かいことまで提案してくれていいのではないかなと思います。

(中路会長)

- ・行政の方はどうですか。

(事務局)

- ・我々としては協議会を閉じる方向で考えております。なぜかと言いますと、今年度第2次健康ひろさき21というのを新しいものに改定いたしました。この中で健康ひろさき12か条と子ども3か条というのを作りまして、この中でもたばこというのはしっかり説明させていただきました。またその計画全体の中でもたばこに関する取り組みもあるという事と、それからやはり大きいのは、法として施行されまして7月には一部施行、来年4月には完全施行というのがあります。まず弘前市としては計画を作ったり指針を作ったりして先導してやってきたということで、周知が進んでいないのが少し残念だと思いますが、今度は指針を上回る法律を守っていかなければいけないという事でございます。それに関して、まず保健所と力を合わせながら、皆さんに周知していくことがまず大事だと思います。それからたばこの会を閉じたからと言って、市としてたばこに対する取組を終えるわけではございませんので、同じく健康ひろさき21でありますとか弘前市総合計画で毎年進行管理して取り組んでいくものであります。重複する部分があるため閉じさせていただきたいというのが我々の案です。

(中路会長)

- ・市の案を皆さん、どうぞご了承していただきたいと思います。
- ・我々は今から協力していかなくてはいけないと思います。市の方もこのメンバーもいろんな意味で活用していただきたいですね。我々相当何年間かやっていると結構詳しくなっていますので活用していただければとありがたいことです。

3 閉会